

## 浪速区日本語サポーター 活動条件

1. 浪速区日本語サポーターの位置づけ
  - 有償ボランティアとする。
2. 活動の仕方
  - 活動日及び活動時間は、活動する学校の学校長と月単位で活動日時等を確認する。
3. 報償金等について
  - 報償金は1時間あたり1,000円とする。
    - ※原則、1時間単位での活動だが、仮に、活動時間に1時間未満の端数が生じた場合、支給の基礎となる活動時間数は、活動した月の全時間数によって計算するものとする。なお、全時間数に30分未満の端数を生じたときはこれを30分に切り上げ、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。なお、支給額に少数点以下の端数が生じた場合、切捨てとする。
  - 交通費は、1日あたり上限480円を支給する。ただし、定期券の使用や他の事業等において支給されている場合、当活動に係る交通費の重複払いはしない。
  - 支払方法については、申出のあった口座あて活動月の翌月25日（土日祝にあたるときは金融機関の翌営業日）に振り込む。
    - ※振り込み額は、支払額から源泉徴収税額を除いた額とする。
  - 所得申告については、「支払調書」を翌年1月下旬～2月上旬に大阪市総務事務センターから送付するので、それにより本人自らによって確定申告を行うものとする。
  - 浪速区日本語サポーターの登録に係る面談及び学校との事前面談においては、報償金及び交通費は支給しない。
4. 年休等の有給休暇
  - なし
5. 社会保険・雇用保険・労災保険
  - 適用なし
6. 保険について
  - 大阪市の負担により、ボランティア活動に係る損害保険に加入する。なお、活動する学校が決定した後、保険を適用するものとする。
    - ※活動中に負傷等した場合、ただちに学校を通じ「浪速区役所 市民協働課(教育・学習支援担当)」へ報告し、指示を受けること。
7. その他確認事項について
  - 活動に際して知り得た個人情報及びその他の内容等を、漏えい、第三者へ提供、又は不当な目的での利用等をしてはならない。また、その取扱いに十分留意すること。
  - 本登録票に記入された個人情報については、本市事業の遂行に必要な範囲でのみ使用する。
    - ※活動予定の学校には、本登録票に記入いただいた個人情報及び面談時に聴取した内容のうち、必要な事項について区役所から情報提供する。